

内閣参質一六九第一〇四号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江田 五 月 殿

参議院議員山内徳信君提出日本政府のジュゴン訴訟への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山内徳信君提出日本政府のジュゴン訴訟への対応に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の訴訟は、米国の法律に基づき、米国の裁判所において、米国防省及び米国防長官に対して提訴されたものであり、また、御指摘の判決において、米国防省に対し追加資料の提出を求め、それまで訴訟の進行を保留するなど、現在も係争中であると承知している。このような状況において、政府として当該判決についての米政府の判断や対応の詳細についてお答えすることは、米政府との関係もあり、差し控えるが、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、随時日米間で情報交換等を行ってきているところである。

四及び五について

一般に、米国においてはジュゴンは分布しないとされていると承知しているが、米国内でジュゴンに対していかなる保護施策が講じられているかについて、政府としては承知していない。

いずれにせよ、政府としては、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づき、現在実施している普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価手続において、ジュゴンについても特に配慮した

上で適切に予測・評価を行い、必要に応じ適切な環境保全措置の検討を行うこととしている。